

規格・基準などの事前意図公告

この公告は、貿易の技術的障害に関する協定
(T B T協定) 附属書 3 の L に基づくものです。

日本農林規格等に関する法律に基づく精米の日本農林規格 の改正について

下記のとおり、精米の日本農林規格（JAS 0017）を改正する予定ですので、お知らせします。御意見のある場合は、理由を付して文書で提出してください。

記

- 1 件名
精米の日本農林規格の改正
- 2 対象範囲
精米
- 3 趣旨及び目的
精米の日本農林規格について、試験方法の選択性を高めるために、試験方法に目視だけでなく機器を用いることを追加、様式の一部変更等の改正を行う。
- 4 適用予定日
官報に公示する。
- 5 意見提出先
農林水産省大臣官房新事業・食品産業部食品製造課基準認証室
〒100-8950 東京都千代田区霞が関 1－2－1
TEL (03) 6744－7139
FAX (03) 6744－0569
- 6 意見提出期限
掲載から 60 日後